

PTA・育友会会員のみなさまへ

安全会のしおり

生駒市PTA協議会

安全会

■PTA・育友会活動中の「補償制度」について

<制度の主旨>

この制度は、会員の皆さまが安心してPTA活動に励んで頂けるよう、PTAが主催、共催、後援または協力する各種行事や会議等に参加活動中、偶然に生じた事故に対して、安全対策の立場から保険金またはお見舞金をお支払いするものです。

1.災害補償制度

PTA団体傷害保険

◎PTAが主催、共催の行事や会議等に参加中（往復経路含む）に生じた事故によりケガをし、医師の治療を受けた場合、或いは死亡した場合に適用。

◎熱中症危険担保特約・・・日射病や熱射病の補償（医師による治療を受けた場合に適用）

【傷害保険の保険金額】

- 死亡保険金 — 事故の日から180日以内に事故によりうけた傷害が原因で死亡したとき。
1名 500万円
- 後遺障害保険金 — 事故の日から180日以内に事故によりうけた傷害が原因で後遺障害が発生したとき。
1名 500万円～20万円（※1「後遺障害支払基準一覧」参照）
- 入院保険金 — 事故による傷害により平常の業務や平常の生活ができなくなり、かつ入院したとき。但し、事故の日から180日限度、支払い日数dは入院日数180日分が限度。
1日 5,000円
- 通院保険金 — 事故による傷害により平常の業務や平常の生活に支障を生じ、通院したとき。但し、事故の日から180日目までが限度、支払い日数は通院日数90日分が限度。
1日 3,000円

・保険金支払の対象者はPTA会員が対象となります。

- ① 各PTA・育友会の会員（園児・児童・生徒の両親、会員が両親以外の場合はPTA会員名簿に記名・登録されている方）
- ② 教師全員
- ③ 生駒市立の幼稚園・小学校・中学校に通園、通学している園児・児童・生徒
- ④ PTA・育友会会員の親族
- ⑤ PTA・育友会会員と同居の者
- ⑥ PTA・育友会会員の代理としてPTA・育友会行事に参加する方（事前に届出がある場合）

・保険金はケガの程度を問わずに支払います。

・保険金は入院事故、通院事故とも1日目から支払います。（免責期間はありません）

・保険金請求時の診断書は支払保険金が10万円以下かつ治療期間が3か月以内の場合は不要です。その場合は診察券または領収書のコピーが必要です。

・上記に言う通院治療、入院治療については医師による治療のことを言います。

柔道整復師の治療（施術）の場合は医師の治療に準じた認定になります。

後遺障害支払基準一覧(※1)

目の障害		
両目が失明した時		100%
1眼が失明した時		60%
1眼の矯正視力が0.6以下となった時		5%
1眼が視野狭窄となった時		5%
耳の障害		
両耳の聴力を全く失った時		80%
1耳の聴力を全く失った時		30%
1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない時		5%
鼻の障害		
鼻の機能に著しい障害を残す時		20%
そしゃく、言語の障害		
そしゃく又は言語の機能を全く廃した時		100%
そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残す時		35%
そしゃく又は言語の機能に障害を残す時		15%
歯に5本以上の欠損を生じた時		5%
外貌(顔面、頭部、けい部)の醜状		
外貌に著しい醜状を残す時		15%
外貌に醜状(顔面においては直径2cmのハン痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す時		3%
脊柱の障害		
脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残す時		40%
脊柱に著しい運動障害を残す時		30%
脊柱に奇形を残す時		15%
腕(手関節より上部をいう)、脚(足関節より上部をいう)の障害		
1腕又は1脚を失った時		60%
1腕又は1脚の3大関節中の2関節以上の機能を全く廃した時		50%
1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した時		35%
1腕又は1脚の機能に障害を残す時		5%
手指の障害		
1手の拇指を指関節より上部で失った時		20%
1指の拇指の機能に著しい障害を残す時		15%
拇指以外の1指を第2関節より上部で失った時		8%
拇指以外の1指の機能に著しい障害を残す時		5%
足指の障害		
1足の第1足指のシ関節より上部で失った時		10%
1足の第1足指の機能に著しい障害を残す時		8%
第1足指以外の1足指を第2シ関節より上部で失った時		5%
第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す時		3%
その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない時。		100%

次のような場合は保険金をお支払い出来ません。

- ・故意、自殺、犯罪、闘争行為、脳疾患、疾病、心神喪失
 - ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転
 - ・地震、噴火、津波、洪水、戦争、変乱、暴動など
 - ・他覚症状のない頸部症候群(いわゆるムチウチ症)または腰痛
 - ・**幼稚園、学校管理下での事故**
- など

PTA賠償責任保険

PTAが実施する各種行事の中で、PTA団体役員や指導者等が管理・監督上の不備、不手際等が原因で参加会員、園児、児童、生徒、その他第三者の身体や財物に損害を与えた場合やPTAが第三者から借用した私物(保管物)に損害を与えた場合、PTAが模擬店、バザー等で販売・提供した飲食物等(生産物)による食中毒事故の損害を与えた場合で、PTAや役員・指導者等が法律上の損害賠償責任を負ったような場合に適用。

【PTA賠償責任保険のてん補限度額】

対人賠償	1名につき1億円限度、1事故限度額2億円(免責1,000円)
対物賠償	1事故につき1億円限度(免責1,000円)

【保管物に係わる賠償責任保険のてん補限度額】

1名につき10万円 期間中1,000万円(免責5,000円)

【生産物賠償責任保険のてん補限度額】

対人賠償	1名につき1億円限度、1事故限度額2億円 期間中5億円(免責1,000円)
対物賠償	1事故につき5,000万円限度、期間中1億円 (免責1,000円)

上記てん補限度額の範囲で下記のような費目が支払われます。

- ・治療実費、通院交通費、慰謝料、休業損害、逸失利益など
- ・物の修理代など
- ・裁判費用
- ・損害拡大防止軽減の為の費用—応急費、護送費など

但し、次のような場合は保険金をお支払いできません。

- ・故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、戦争、変乱、暴動など
- ・同居する親族の身体や使用、所有する財物に対する損害賠償
- ・**PTAの管理下にないときに起きた事故**
- ・自動車、飛行機、船舶、車両などの所有、使用または管理に起因する賠償
- ・心神喪失 など

2.見舞金制度

見舞金

PTAから要請をうけて参加したボランティアの方が、PTAの主催、共催、後援または協力する行事等に参加中(往復経路含む)、偶然な事故によりケガをし、医師の治療を受けた場合(3日未満の通院は除く)、或いは死亡した場合に適用。

【見舞金】

死亡したとき	1名につき	3万円
入院したとき	1名につき	1万円
通院したとき	1名につき	5千円

◎ 1事故限度額 30万円

但し、次のような場合は見舞金をお支払い出来ません。

- ・故意、自殺、犯罪、闘争行為、脳疾患、疾病、心神喪失
- ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転
- ・地震、噴火、津波、洪水、戦争、変乱、暴動など
- ・他覚症状のない頸部症候群(いわゆるムチウチ症)または腰痛
- ・幼稚園、学校管理下での事故
- ・その他、安全対策委員会が対象外と判断した事故など

3.安全対策補助金制度

安全対策補助金

PTAが主催、共催、後援または協力する行事の実施に際して、PTA会員、園児・児童・生徒及びその他行事に参加する方の安全を確保するため、或いは健康被害を防ぐことを目的として、PTAが講じる措置または対策に対して適用。

【安全対策補助金】

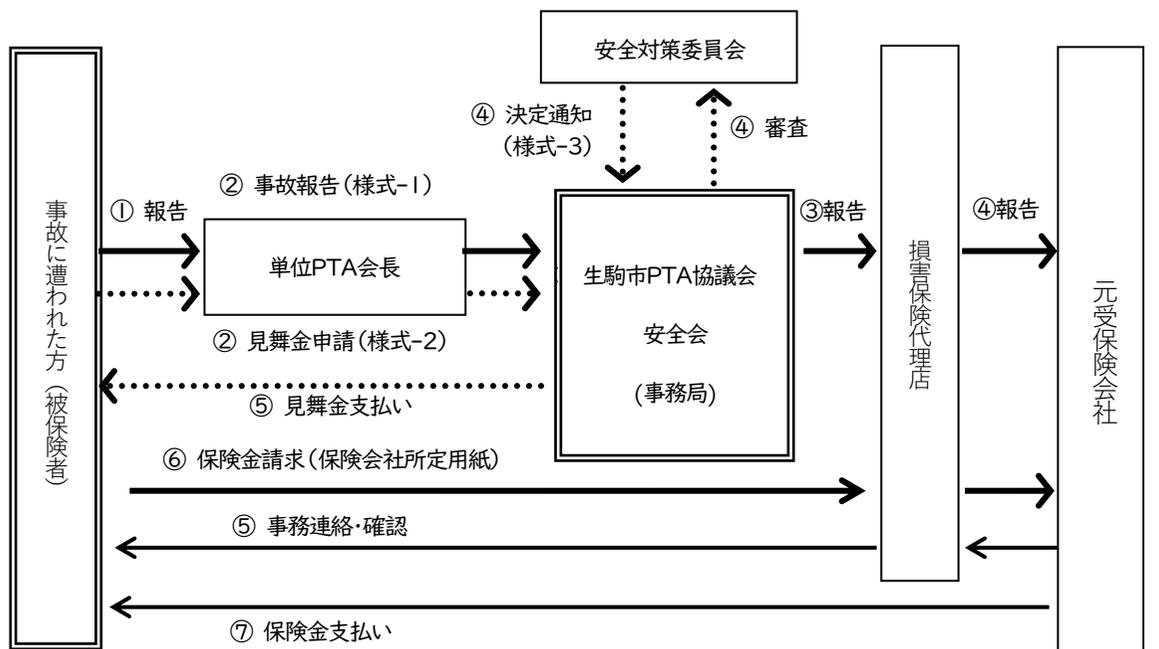
行事につき1万円を限度とする

但し、安全対策補助金の支給は、原則として、1年に1回とする。

安全対策補助金となる措置、対策とは次のような場合があります。

- ・PTA会員、園児・児童、生徒への防犯グッズの購入費用
- ・防犯パトロール等に関する備品の購入費用
- ・PTA行事における警備員、交通整理員の費用
- ・熱中症の予防を目的とした日除け、テント等の購入費用
- ・飲食物による食中毒発生の予防を目的とした消毒、衛生に係わる費用など

■事故発生時の報告及び保険金等の請求手続きについて



●災害補償制度に基づき保険金を請求する場合

1. 被保険者は、各単位PTA会長へ事故について報告する。
2. 各単位PTA会長は「事故報告書兼証明書」(様式-1)を生駒市PTA協議会へ提出する。(FAX可)
3. 各単位PTA会長は「事故報告書兼証明書」(様式-1)の原本を保険代理店へ郵送する。
4. 生駒市PTA協議会は損害保険代理店へ事故報告及び保険金請求の手続きを行う。
5. 被保険者は損害保険代理店を通して書類等を提出し、元受保険会社へ保険金の請求を行う。
6. 元受保険会社は被保険者へ保険金を支払う。

<必要書類等>

- ・入院、通院病院の診察券または領収書のコピー(請求金額が10万円以下、治療期間が3か月以内のとき)
- ・入院、通院病院の診断書(請求金額が10万円以上、治療期間が3か月以上のとき)
- ・その他、保険会社との打ち合わせで必要となる書類等につきましては、事務局からご連絡します。

●見舞金制度に基づき見舞金を請求する場合

1. 被保険者は、各単位PTA会長へ事故について報告する。
2. 各単位PTA会長は「事故報告書兼証明書」(様式-1)を生駒市PTA協議会へ提出する。
3. 各単位PTA会長は「見舞金申請書」(様式-2)を生駒市PTA協議会へ提出する。
4. 生駒市PTA協議会は安全会 安全対策委員会へ審査を依頼する。
5. 安全会 安全対策委員会は生駒市PTA協議会へ審査結果を「見舞金支払決定書」(様式-3)にて通知する。
6. 生駒市PTA協議会は被保険者へ見舞金を支払う。

<必要書類等>

入院、通院病院の診察券コピー

●安全対策補助金を請求する場合

1. 各単位PTA会長は「安全対策補助金申請書」(様式-4)を生駒市PTA協議会へ提出する。
2. 生駒市PTA協議会は安全会 安全対策委員会へ審査を依頼する。
3. 生駒市PTA協議会は単位PTAへ補助金を支払う。

保険代理店 AIU保険会社 代理店 (株)クローバーコンサルティング 清水 昇
〒631-0012 奈良市中山町200-136
TEL 0742-94-9608・FAX 0742-94-9609

お問い合わせ先

生駒市PTA協議会 安全会 事務局
〒630-0257
生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル内
TEL・FAX 0743-74-1126(月・水・金 9:30~13:00)

(様式-1)

事故報告書兼証明書

令和 年 月 日

生駒市PTA協議会 御中

単位PTA名 _____ 会長 _____ 印 _____

この度、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

項目		内容
行事内容		主催・共催・後援・その他
受傷者	氏名	(満才)
	住所	(〒)
	電話番号	
	fax	
会員との関係		会員・生徒・児童・園児 会員の親族(会員との続柄:)
事故発生日		令和 年 月 日() 午前・午後 時 分頃
事故発生場所		
事故状況		
病院名		(TEL) (住所)
受傷状況		死亡・入院(日数 日)・通院(日数 日)
備考		

(様式-2)

令和 年 月 日

生駒市PTA協議会 御中

見舞金申請書

見舞金運営細則に基づき下記のとおり見舞金を申請します。

記

■行事内容

■受傷者 (会員との関係)

■受傷状況

■事故発生場所

■事故発生日

【添付書類】

- ・ 事故報告書兼証明書
- ・ 診察券(写し)

(申請者)

単位PTA名

会長

印

(様式-3)

整理番号 _____

令和 年 月 日

生駒市PTA協議会 御中

見舞金支払決定書

今回請求のあった「見舞金請求」について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、ご報告します。

記

【見舞金支払額】 _____ 円

【支払予定日】 令和 年 月 日

■行事内容 _____

■受傷者 _____ (会員との関係)

■受傷状況 _____

■事故発生場所 _____

■事故発生日 _____

【添付書類】

- ・ 事故報告書兼証明書
- ・ 診察券(写し)

安全会 安全対策委員会

委員長 _____ 印

生駒市PTA協議会「安全対策補助金申請書」

単位PTA名 _____

会 長 名 _____ 印

- 以下の通り、補助金を申請します。

行事日付 _____

行事内容 _____

補助金使用目的 _____

総費用 _____

* 領収書のコピーを添付して下さい。

* 補助金は**1回1万円**を限度としてお支払いします。

生駒市PTA協議会 安全会

生駒市PTA協議会 災害補償制度運営細則

- 第1条 本会は規約第3条(3)により災害補償制度の運営に関する細目を定める。
- 第2条 本会は次の災害補償制度の運営を行う。
(1) 損害賠償制度
(2) 傷害補償制度
- 第3条 災害補償制度の運営を円滑にするために、この制度の全部または一部を損害保険会社に委託する。
- 第4条 災害補償制度の取扱い事務局は本会の中に設けるものとする。
- 第5条 災害補償制度に加入できる会員は、本会を構成する単位PTAの会員及び規約第7条に規定する役員をいう。
- 第6条 災害補償制度の内容については別途に定める。

付則

この細則は平成19年4月24日から施行する。

生駒市PTA協議会 見舞金運営細則

- 第1条 本会は規約第3条(2)に定める安全対策の一環として「見舞金」に関する細目を定める。
- 第2条 本会が定める「見舞金」の運営については、生駒市PTA協議会安全対策委員会(以下「委員会」という。)が総括する。
- 第3条 本会が定める「見舞金」の対象となる行事とは、次のようなものをいう。
(1) 生駒市PTA協議会または単位PTAが主催、共催または後援する行事。
(2) その他、生駒市PTA協議会または単位PTAが参加協力する行事で、委員会が認めたもの。
- 第4条 本会が定める「見舞金」の対象となる事故とは、前条の行事に参加中の偶然な事故をいい、私傷病は除外する。
- 第5条 本会が定める「見舞金」の対象者は、次のものをいう。(ただし、本会規約第4条に定める会員を除く。)
(1) 生駒市PTA協議会または単位PTAが、第3条に定める行事にボランティアとして参加要請した者。
(2) 会員の親族。(ただし、PTAが運営する他の補償制度の対象者を除く。)
- 第6条 本会が定める「見舞金」の内容は次のとおりとする。ただし、1事故あたり30万円を限度とし、これを超える場合は委員会が支給内容等について別途協議のうえ決定する。
(1) 死亡したとき 一名につき3万円
(2) 入院したとき 一名につき1万円
(3) 通院したとき 一名につき5千円
- 第7条 本会が定める「見舞金」の支給等に関わる事務手続きについては、別途定める。
- 第8条 本細則に定めのない疑義又はその他問題が生じたときは、委員会で審議し速やかに解決をはかるものとする。

付則

この細則は平成22年5月29日から施行する。

生駒市PTA協議会 安全対策補助金運営細則

- 第1条 本会は、規約第3条(2)に定める安全対策の一環として「安全対策補助金」に関する細則を定める。
- 第2条 本会が定める「安全対策補助金」の運営については、生駒市 PTA 協議会安全対策委員会 (以下「委員会」という。)が総括する。
- 第3条 本会が定める「安全対策補助金」の対象となる行事とは、次のようなものをいう。
(1) 単位PTAが主催、共催または後援する行事。
(2) その他、単位PTAが参加協力する行事で、委員会が認めたもの。
- 第4条 本会は、前条に定める行事の実施に際して、本会会員及び園児・児童・生徒の安全を確保するため、あるいは健康被害を防ぐことを目的として、単位 PTA が講じる措置または対策に対して、「安全対策補助金」を支給するものとする。
- 第5条 本会が定める「安全対策補助金」は、第3条に定める行事につき1万円を限度とする。また、「安全対策補助金」の支給は、原則として、1年に1回とする。
- 第6条 本会が定める「安全対策補助金」の支給等に関わる事務手続きについては、別途定める。
- 第7条 本細則に定めのない疑義またはその他問題が生じたときは、委員会で審議し速やかに解決をはかるものとする。
- 付則 この細則は平成20年5月31日から施行する。